

4消安第5759号
令和5年1月27日

北海道農政事務所消費・安全部長 殿

大臣官房参事官（兼消費・安全局）

令和4年度食育推進計画等に関する調査について（依頼）

食育基本法（平成17年法律第63号）により、食育の推進に関する国、地方公共団体、関係事業者等の責務が定められ、都道府県及び市町村においては、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するよう努めることとされています。

また、第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日決定）においては、令和7年度までに食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を100%とすることを目指す、さらに、食育の推進に関わるボランティアについては37万人以上とすることを目指すとされているところですが、全国的にみるとそれらの達成状況に地域差がある状況です。

このため、都道府県、政令指定都市及び市町村における食育推進の状況について調査、把握し、上述目標等の達成に向けて食育の一層の推進を図ることが必要です。

つきましては、管内の都道府県及び政令指定都市に対し、食育推進の状況について、調査を御依頼いただき、結果を取りまとめの上、下記により報告いただきますようお願いいたします。

なお、本調査の結果は、食育白書により国会報告するとともに、農林水産省HPで公表することとしています。

また、地方分権改革における地方からの提案等を踏まえ、作業手順（参考1）を変更しましたので、御留意いただけますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

- 別紙様式1-1 条例に基づく食育推進会議の設置状況
- 別紙様式1-2 要綱、規則等による会議の設置状況
- 別紙様式2 都道府県の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式3-1 政令指定都市の食育推進計画の内容等について
- 別紙様式3-2 市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式4 食育の推進に関わるボランティア数

2. 提出期限

令和5年3月15日(水)

3. 提出方法

別紙様式の電子ファイルを電子メール又はCD-Rで御提出ください。

※HPに掲載がない食育推進計画については、紙媒体での提出も可とします(調査様式にその旨記載のこと)。

<本件問合せ・送付先>

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 島田、宮瀬

TEL:03-3502-5723 (直通)

FAX:03-6744-1974

E-mail:shokuiku@maff.go.jp

4消安第5759号
令和5年1月27日

東北農政局消費・安全部長 殿

大臣官房参事官（兼消費・安全局）

令和4年度食育推進計画等に関する調査について（依頼）

食育基本法（平成17年法律第63号）により、食育の推進に関する国、地方公共団体、関係事業者等の責務が定められ、都道府県及び市町村においては、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するよう努めることとされています。

また、第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日決定）においては、令和7年度までに食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を100%とすることを目指す、さらに、食育の推進に関わるボランティアについては37万人以上とすることを目指すとされているところですが、全国的にみるとそれらの達成状況に地域差がある状況です。

このため、都道府県、政令指定都市及び市町村における食育推進の状況について調査、把握し、上述目標等の達成に向けて食育の一層の推進を図ることが必要です。

つきましては、管内の都道府県及び政令指定都市に対し、食育推進の状況について、調査を御依頼いただき、結果を取りまとめの上、下記により報告いただきますようお願いいたします。

なお、本調査の結果は、食育白書により国会報告するとともに、農林水産省HPで公表することとしています。

また、地方分権改革における地方からの提案等を踏まえ、作業手順（参考1）を変更しましたので、御留意いただけますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

- 別紙様式1-1 条例に基づく食育推進会議の設置状況
- 別紙様式1-2 要綱、規則等による会議の設置状況
- 別紙様式2 都道府県の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式3-1 政令指定都市の食育推進計画の内容等について
- 別紙様式3-2 市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式4 食育の推進に関わるボランティア数

2. 提出期限

令和5年3月15日(水)

3. 提出方法

別紙様式の電子ファイルを電子メール又はCD-Rで御提出ください。

※HPに掲載がない食育推進計画については、紙媒体での提出も可とします(調査様式にその旨記載のこと)。

<本件問合せ・送付先>

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 島田、宮瀬

TEL:03-3502-5723 (直通)

FAX:03-6744-1974

E-mail:shokuiku@maff.go.jp

4消安第5759号

令和5年1月27日

関東農政局消費・安全部長 殿

大臣官房参事官（兼消費・安全局）

令和4年度食育推進計画等に関する調査について（依頼）

食育基本法（平成17年法律第63号）により、食育の推進に関する国、地方公共団体、関係事業者等の責務が定められ、都道府県及び市町村においては、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するよう努めることとされています。

また、第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日決定）においては、令和7年度までに食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を100%とすることを目指す、さらに、食育の推進に関わるボランティアについては37万人以上とすることを目指すとされていますが、全国的にみるとそれらの達成状況に地域差がある状況です。

このため、都道府県、政令指定都市及び市町村における食育推進の状況について調査、把握し、上述目標等の達成に向けて食育の一層の推進を図ることが必要です。

つきましては、管内の都道府県及び政令指定都市に対し、食育推進の状況について、調査を御依頼いただき、結果を取りまとめの上、下記により報告いただきますようお願いいたします。

なお、本調査の結果は、食育白書により国会報告するとともに、農林水産省HPで公表することとしています。

また、地方分権改革における地方からの提案等を踏まえ、作業手順（参考1）を変更しましたので、御留意いただけますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

- 別紙様式1-1 条例に基づく食育推進会議の設置状況
- 別紙様式1-2 要綱、規則等による会議の設置状況
- 別紙様式2 都道府県の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式3-1 政令指定都市の食育推進計画の内容等について
- 別紙様式3-2 市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式4 食育の推進に関わるボランティア数

2. 提出期限

令和5年3月15日(水)

3. 提出方法

別紙様式の電子ファイルを電子メール又はCD-Rで御提出ください。

※HPに掲載がない食育推進計画については、紙媒体での提出も可とします(調査様式にその旨記載のこと)。

<本件問合せ・送付先>

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 島田、宮瀬

TEL:03-3502-5723 (直通)

FAX:03-6744-1974

E-mail:shokuiku@maff.go.jp

4消安第5759号
令和5年1月27日

北陸農政局消費・安全部長 殿

大臣官房参事官（兼消費・安全局）

令和4年度食育推進計画等に関する調査について（依頼）

食育基本法（平成17年法律第63号）により、食育の推進に関する国、地方公共団体、関係事業者等の責務が定められ、都道府県及び市町村においては、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するよう努めることとされています。

また、第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日決定）においては、令和7年度までに食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を100%とすることを目指す、さらに、食育の推進に関わるボランティアについては37万人以上とすることを目指すとされていますが、全国的にみるとそれらの達成状況に地域差がある状況です。

このため、都道府県、政令指定都市及び市町村における食育推進の状況について調査、把握し、上述目標等の達成に向けて食育の一層の推進を図ることが必要です。

つきましては、管内の都道府県及び政令指定都市に対し、食育推進の状況について、調査を御依頼いただき、結果を取りまとめの上、下記により報告いただきますようお願いいたします。

なお、本調査の結果は、食育白書により国会報告するとともに、農林水産省HPで公表することとしています。

また、地方分権改革における地方からの提案等を踏まえ、作業手順（参考1）を変更しましたので、御留意いただけますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

- 別紙様式1-1 条例に基づく食育推進会議の設置状況
- 別紙様式1-2 要綱、規則等による会議の設置状況
- 別紙様式2 都道府県の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式3-1 政令指定都市の食育推進計画の内容等について
- 別紙様式3-2 市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式4 食育の推進に関わるボランティア数

2. 提出期限

令和5年3月15日(水)

3. 提出方法

別紙様式の電子ファイルを電子メール又はCD-Rで御提出ください。

※HPに掲載がない食育推進計画については、紙媒体での提出も可とします(調査様式にその旨記載のこと)。

<本件問合せ・送付先>

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 島田、宮瀬

TEL:03-3502-5723 (直通)

FAX:03-6744-1974

E-mail:shokuiku@maff.go.jp

4消安第5759号
令和5年1月27日

東海農政局消費・安全部長 殿

大臣官房参事官（兼消費・安全局）

令和4年度食育推進計画等に関する調査について（依頼）

食育基本法（平成17年法律第63号）により、食育の推進に関する国、地方公共団体、関係事業者等の責務が定められ、都道府県及び市町村においては、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するよう努めることとされています。

また、第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日決定）においては、令和7年度までに食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を100%とすることを目指す、さらに、食育の推進に関わるボランティアについては37万人以上とすることを目指すとされていますが、全国的にみるとそれらの達成状況に地域差がある状況です。

このため、都道府県、政令指定都市及び市町村における食育推進の状況について調査、把握し、上述目標等の達成に向けて食育の一層の推進を図ることが必要です。

つきましては、管内の都道府県及び政令指定都市に対し、食育推進の状況について、調査を御依頼いただき、結果を取りまとめの上、下記により報告いただきますようお願いいたします。

なお、本調査の結果は、食育白書により国会報告するとともに、農林水産省HPで公表することとしています。

また、地方分権改革における地方からの提案等を踏まえ、作業手順（参考1）を変更しましたので、御留意いただけますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

- 別紙様式1-1 条例に基づく食育推進会議の設置状況
- 別紙様式1-2 要綱、規則等による会議の設置状況
- 別紙様式2 都道府県の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式3-1 政令指定都市の食育推進計画の内容等について
- 別紙様式3-2 市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式4 食育の推進に関わるボランティア数

2. 提出期限

令和5年3月15日(水)

3. 提出方法

別紙様式の電子ファイルを電子メール又はCD-Rで御提出ください。

※HPに掲載がない食育推進計画については、紙媒体での提出も可とします(調査様式にその旨記載のこと)。

<本件問合せ・送付先>

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 島田、宮瀬

TEL:03-3502-5723 (直通)

FAX:03-6744-1974

E-mail:shokuiku@maff.go.jp

4消安第5759号
令和5年1月27日

近畿農政局消費・安全部長 殿

大臣官房参事官（兼消費・安全局）

令和4年度食育推進計画等に関する調査について（依頼）

食育基本法（平成17年法律第63号）により、食育の推進に関する国、地方公共団体、関係事業者等の責務が定められ、都道府県及び市町村においては、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するよう努めることとされています。

また、第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日決定）においては、令和7年度までに食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を100%とすることを目指す、さらに、食育の推進に関わるボランティアについては37万人以上とすることを目指すとされていますが、全国的にみるとそれらの達成状況に地域差がある状況です。

このため、都道府県、政令指定都市及び市町村における食育推進の状況について調査、把握し、上述目標等の達成に向けて食育の一層の推進を図ることが必要です。

つきましては、管内の都道府県及び政令指定都市に対し、食育推進の状況について、調査を御依頼いただき、結果を取りまとめの上、下記により報告いただきますようお願いいたします。

なお、本調査の結果は、食育白書により国会報告するとともに、農林水産省HPで公表することとしています。

また、地方分権改革における地方からの提案等を踏まえ、作業手順（参考1）を変更しましたので、御留意いただけますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

- 別紙様式1-1 条例に基づく食育推進会議の設置状況
- 別紙様式1-2 要綱、規則等による会議の設置状況
- 別紙様式2 都道府県の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式3-1 政令指定都市の食育推進計画の内容等について
- 別紙様式3-2 市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式4 食育の推進に関わるボランティア数

2. 提出期限

令和5年3月15日(水)

3. 提出方法

別紙様式の電子ファイルを電子メール又はCD-Rで御提出ください。

※HPに掲載がない食育推進計画については、紙媒体での提出も可とします(調査様式にその旨記載のこと)。

<本件問合せ・送付先>

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 島田、宮瀬

TEL:03-3502-5723 (直通)

FAX:03-6744-1974

E-mail:shokuiku@maff.go.jp

4消安第575.9号
令和5年1月27日

中国四国農政局消費・安全部長 殿

大臣官房参事官（兼消費・安全局）

令和4年度食育推進計画等に関する調査について（依頼）

食育基本法（平成17年法律第63号）により、食育の推進に関する国、地方公共団体、関係事業者等の責務が定められ、都道府県及び市町村においては、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するよう努めることとされています。

また、第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日決定）においては、令和7年度までに食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を100%とすることを目指す、さらに、食育の推進に関わるボランティアについては37万人以上とすることを目指すとされているところですが、全国的にみるとそれらの達成状況に地域差がある状況です。

このため、都道府県、政令指定都市及び市町村における食育推進の状況について調査、把握し、上述目標等の達成に向けて食育の一層の推進を図ることが必要です。

つきましては、管内の都道府県及び政令指定都市に対し、食育推進の状況について、調査を御依頼いただき、結果を取りまとめの上、下記により報告いただきますようお願いいたします。

なお、本調査の結果は、食育白書により国会報告するとともに、農林水産省HPで公表することとしています。

また、地方分権改革における地方からの提案等を踏まえ、作業手順（参考1）を変更しましたので、御留意いただけますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

- 別紙様式1-1 条例に基づく食育推進会議の設置状況
- 別紙様式1-2 要綱、規則等による会議の設置状況
- 別紙様式2 都道府県の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式3-1 政令指定都市の食育推進計画の内容等について
- 別紙様式3-2 市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式4 食育の推進に関わるボランティア数

2. 提出期限

令和5年3月15日（水）

3. 提出方法

別紙様式の電子ファイルを電子メール又はCD-Rで御提出ください。

※HPに掲載がない食育推進計画については、紙媒体での提出も可とします（調査様式にその旨記載のこと）。

<本件問合せ・送付先>

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 島田、宮瀬

TEL:03-3502-5723（直通）

FAX:03-6744-1974

E-mail:shokuiku@maff.go.jp

4消安第5759号
令和5年1月27日

九州農政局消費・安全部長 殿

大臣官房参事官（兼消費・安全局）

令和4年度食育推進計画等に関する調査について（依頼）

食育基本法（平成17年法律第63号）により、食育の推進に関する国、地方公共団体、関係事業者等の責務が定められ、都道府県及び市町村においては、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するよう努めることとされています。

また、第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日決定）においては、令和7年度までに食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を100%とすることを目指す、さらに、食育の推進に関わるボランティアについては37万人以上とすることを目指すとされていますが、全国的にみるとそれらの達成状況に地域差がある状況です。

このため、都道府県、政令指定都市及び市町村における食育推進の状況について調査、把握し、上述目標等の達成に向けて食育の一層の推進を図ることが必要です。

つきましては、管内の都道府県及び政令指定都市に対し、食育推進の状況について、調査を御依頼いただき、結果を取りまとめの上、下記により報告いただきますようお願いいたします。

なお、本調査の結果は、食育白書により国会報告するとともに、農林水産省HPで公表することとしています。

また、地方分権改革における地方からの提案等を踏まえ、作業手順（参考1）を変更しましたので、御留意いただけますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

- 別紙様式1-1 条例に基づく食育推進会議の設置状況
- 別紙様式1-2 要綱、規則等による会議の設置状況
- 別紙様式2 都道府県の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式3-1 政令指定都市の食育推進計画の内容等について
- 別紙様式3-2 市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式4 食育の推進に関わるボランティア数

2. 提出期限

令和5年3月15日(水)

3. 提出方法

別紙様式の電子ファイルを電子メール又はCD-Rで御提出ください。

※HPに掲載がない食育推進計画については、紙媒体での提出も可とします(調査様式にその旨記載のこと)。

<本件問合せ・送付先>

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 島田、宮瀬

TEL:03-3502-5723 (直通)

FAX:03-6744-1974

E-mail:shokuiku@maff.go.jp

4消安第5759号

令和5年1月27日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省大臣官房参事官（兼消費・安全局）

令和4年度食育推進計画等に関する調査について（依頼）

食育基本法（平成17年法律第63号）により、食育の推進に関する国、地方公共団体、関係事業者等の責務が定められ、都道府県及び市町村においては、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するよう努めることとされています。

また、第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日決定）においては、令和7年度までに食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を100%とすることを目指す、さらに、食育の推進に関わるボランティアについては37万人以上とすることを目指すとされているところですが、全国的にみるとそれらの達成状況に地域差がある状況です。

このため、都道府県、政令指定都市及び市町村における食育推進の状況について調査、把握し、上述目標等の達成に向けて食育の一層の推進を図ることが必要です。

つきましては、管内の都道府県及び政令指定都市に対し、食育推進の状況について、調査を御依頼いただき、結果を取りまとめの上、下記により報告いただきますようお願いいたします。

なお、本調査の結果は、食育白書により国会報告するとともに、農林水産省HPで公表することとしています。

また、地方分権改革における地方からの提案等を踏まえ、作業手順（参考1）を変更しましたので、御留意いただけますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

- 別紙様式1-1 条例に基づく食育推進会議の設置状況
- 別紙様式1-2 要綱、規則等による会議の設置状況
- 別紙様式2 都道府県の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式3-1 政令指定都市の食育推進計画の内容等について
- 別紙様式3-2 市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の作成状況
- 別紙様式4 食育の推進に関わるボランティア数

2. 提出期限

令和5年3月15日（水）

3. 提出方法

別紙様式の電子ファイルを電子メール又は CD-R で御提出ください。

※HP に掲載がない食育推進計画については、紙媒体での提出も可とします（調査様式にその旨記載のこと）。

<本件問合せ・送付先>

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 島田、宮瀬

TEL:03-3502-5723（直通）

FAX:03-6744-1974

E-mail:shokuiku@maff.go.jp

(参考1) 都道府県、政令指定都市、市町村が調査に当たり留意すべき事項

調査票の変更点について

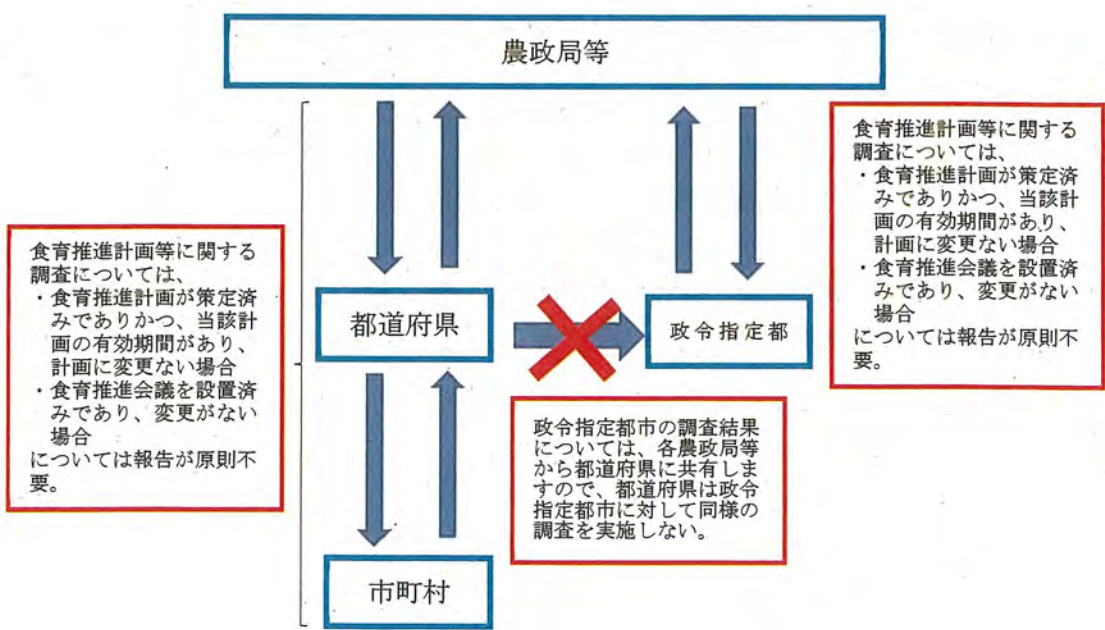
1 **調査作業の手順について**

- ① 前年度調査が記載されている、以下の調査について
- ・ 都道府県の食育推進計画の作成状況
 - ・ 政令指定都市の食育推進計画の内容等について
 - ・ 市町村(政令指定都市を除く)の食育推進計画の作成状況
 - ・ 条例に基づく食育推進会議の設置状況
 - ・ 要綱、規則等による会議の設置状況
 - ・ 食育の推進に関わるボランティア数
- } 食育推進計画等に関する調査
- を各農政局等から都道府県、政令指定都市に送付してください。

- ② 食育推進計画等に関する調査の報告については、
- ・ 食育推進計画を策定済みであり、かつ当該計画の有効期間があり、変更がない場合
 - ・ 条例に基づく食育推進会議を設置(要綱、規則等による会議を含む)(以下「食育推進会議」という。)を設置済みであり、変更がない場合
- の都道府県、政令指定都市、市町村に対しては、都道府県又は政令指定都市は各農政局等への報告(市町村にあっては、都道府県への報告)は原則不要です。
- ただし、食育の推進に関わるボランティア数については、全ての都道府県、政令指定都市、市町村は必ず提出してください。

- ③ 農政局等においては、政令指定都市の調査結果について、都道府県に共有することとし、都道府県は政令指定都市に対して同様の調査を実施しないことを御留意願います。

<調査作業手順のイメージ>



2 食育推進計画のサブタイトルについて

都道府県、政令指定都市、市町村が作成している食育推進計画にサブタイトルがある場合、サブタイトルを記載することも可能です。

食育推進会議の設置状況調査について

1 都道府県、政令指定都市、市町村の条例に基づく食育推進会議の設置状況について

●【別紙様式1-1】条例に基づく食育推進会議の設置状況

- ・都道府県、政令指定都市、市町村の条例に基づく食育推進会議の設置状況について、令和5年3月末日時点に更新してください。
- ・修正箇所はセルを黄色に着色し、赤文字で記入してください。
- ・新たに、条例に基づく食育推進会議を設置した場合は、行を追加した上で、行全体を黄色に着色し、赤文字で記入してください。
- ・変更がない都道府県・政令指定都市は、エクセルのシート名を「【別紙様式1-1】(変更なし)」としてください。

※本調査の対象は、条例に基づく食育推進会議の設置状況です。規則、要綱等による会議等の設置については、次の2の作業で回答をお願いします。

※都道府県におかれましては、都道府県と域内市区町村（政令指定都市は除く）の状況を取りまとめ願います。

2 都道府県、政令指定都市、市町村の条例に基づく食育推進会議に準じる、要綱、規則等による会議の設置状況について

●【別紙様式1-2】要綱、規則等による会議の設置状況

- ・別紙様式1-1で調査対象としない、条例以外の規則、要綱等による会議の設置状況について、令和5年3月末日時点に更新してください。（条例とは重複しません）
- ・修正箇所はセルを黄色に着色し、赤文字で記入してください。
- ・新たに要綱、規則等による食育推進会議を設置した場合は、行を追加した上で、行全体を黄色に着色し、赤文字で記入してください。
- ・変更がない都道府県・政令指定都市は、エクセルのシート名を「【別紙様式1-2】(変更なし)」としてください。
- ・市町村の追加場所については、各都道府県にて判断いただいて構いません。必要により行を追加の上、記入してください。

※都道府県におかれましては、都道府県と域内市区町村（政令指定都市は除く）の状況を取りまとめ願います。

食育推進計画の作成状況調査について

1 都道府県の食育推進計画の作成状況について

●【別紙様式2】都道府県の食育推進計画の作成状況

- ・都道府県食育推進計画の作成状況について、令和5年3月末日時点に更新してください。
- ・修正箇所は、セルを黄色に着色し、赤文字で記入してください。
- ・URLのリンク先等削除する項目がある場合は、その該当セルのみを空欄にして赤色に着色してください。
- ・変更がない都道府県については、エクセルのシート名を「【別紙様式2】(変更なし)」としてください。

※「計画のURL」は、農林水産省のHPから、各都道府県の食育推進計画掲載ページにリンクするように設定する予定ですので、計画ファイルに直接リンクするURLにしないでください。

参考：農林水産省 HP (<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/shichoson.html>)

2 市町村（政令指定都市を含む）の食育推進計画の作成状況について

●【別紙様式3-1】政令指定都市の食育推進計画の内容等について

- ・食育推進計画の内容等について、令和5年3月末日時点の作成状況に更新及び追記してください。
- ・令和4年度中に次期食育推進計画の作成を予定している場合は、「④来年度作成予定(作成月を記入)欄」に「〇月」と記入してください。
- ・修正箇所は、セルを黄色に着色し、赤文字で記入してください。

※1 記入方法は、下記「【別紙様式3-2】市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の作成状況」の「(2)市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の内容について」を参照してください。

※2 「計画のURL」は、農林水産省のHPから、各都道府県の食育推進計画掲載ページにリンクするように設定する予定ですので、計画ファイルに直接リンクするURLにしないでください。

参考：農林水産省 HP (<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/shichoson.html>)

●【別紙様式3-2】市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の作成状況

(1) 市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画作成状況について

- ・「全市町村数」の数値に変更があれば修正してください。
- ・(2)の①の市町村（政令指定都市を除く）の数値と同じであることを確認してください。

(2) 市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の内容等について

- ・食育推進計画の内容等について、令和5年3月末日時点の作成状況に更新及び追記して

ください。

- ・修正箇所は、セルを黄色に着色し、赤文字で記入してください。

①市町村名

- ・全ての市町村を一覧にしてください。市町村の並び順は、各都道府県で変更いただ
いて構いません。

②計画の名称及び③計画の対象期間

- ・計画期間切れの市町村は、直近の食育推進計画について記入してください。
- ・これまで一度も食育推進計画を作成していない市町村で、令和5年3月末日までに
作成する場合は、当該計画を記入し、備考欄に「新規作成」と記入してください。
※他の計画と一体的に作成している場合は、当該市町村の特性を活かした食育の推進
に関する施策について計画しており、原則として食育基本法に基づく市町村食育推
進計画として位置付けられている旨を明示しているものを「作成済み」に該当する
こととします（ただし、過年次に他計画と一体的に作成済の場合は、位置付けが明
示されていない場合も該当することとします。）。

※市町村の総合計画に食育を推進する旨のみが記載されている場合や類似する計画
が存在するだけである場合は、市町村食育推進計画には該当しませんので、注意願
います。

④作成済み／来年度作成予定／未作成／期間切れ

- ・調査時点の状況について、いずれかの項目1つをプルダウン○で選択してください。
- ・来年度作成予定欄に「○」を選択した場合は、作成月の覧に、作成予定月「○月」
と記入してください。

※本調査「作成率」は、食育白書及び食育推進評価専門委員会の審議等に使用します。

⑤計画の位置付け

- ・プルダウンリストから該当するものを選んでください。未作成市町村は、空欄とし
てください。

⑥市町村の人口規模

- ・プルダウンリストから該当するものを選んでください。

⑦計画が掲載されたHPのURL、又は⑧HP掲載がない場合の提供方法

- ・当該計画が掲載されているHPのURLを記載してください。
- ・HPに掲載していない場合は、電子ファイルもしくは、紙媒体で提供願います。な
お、どちらの媒体で提供頂けるかをプルダウンリストから選択してください。

※1 昨年度以前の調査時に提出されており、変更がない場合は不要です。

※2 「計画のURL」は、農林水産省のHPから、各都道府県の食育推進計画掲載
ページにリンクするように設定する予定ですので、計画ファイルに直接リンク
するURLにしないでください。

参考：農林水産省HP (<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/shichoson.html>)

⑨備考

- ・その他、特記事項があれば、記入してください。

※都道府県におかれましては、域内市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の

作成状況を取りまとめ願います。

食育の推進に関わるボランティア数調査について

●【別紙様式4】食育の推進に関わるボランティア数

- ・令和4年3月末日時点の「都道府県・政令指定都市名」、「市町村名」、「ボランティアの名称」、「人数」に更新してください。
- ・修正箇所はセルを黄色に着色し、赤文字で記入してください。
- ・新しいボランティアを追加した場合は、行全体を黄色に着色し、赤文字で記入してください。

※ボランティアの活動については、以下の事例のような食育活動を個人又は団体でボランティアとして取り組んでいる方について幅広く調査の対象としてください。なお、全国食生活改善推進員協議会に会員として登録されている食生活改善推進員については別に把握しますので、調査の対象外としてください。

○ 家庭における食育の推進

(例：親子料理教室の実施、朝ごはんの摂取や共食等の家庭内の食育の推進等)

○ 学校、保育所等における食育の推進

(例：近隣の小・中学校や保育所等における子供の健全な食生活の支援等)

○ 地域における食生活の改善のための取組の推進

(例：生活習慣病の予防による健康寿命の延伸につながる食育の推進、フードバンクやNPO団体等による貧困の状況にある子供達に食料や共食の場を提供しつつ「食」に関する知識や「食」を選択する力を養うための健全な食生活に関する情報提供、高齢者の孤食に対応する地域等での共食の実施、共食による若い世代と多世代の交流等)

○ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

(例：農林漁業体験や、食品ロス削減の取組の実施等)

○ 食文化の継承のための活動への支援等

(例：地域の特色ある食文化の継承のための活動等)

○ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

(例：食を通じた留学生等との国際交流等)

○ その他

※フードバンク活動や子供の貧困に対応した食料や共食の場の提供等、新たな活動等を含めて、第4次食育推進基本計画の目標に資する取組を広く把握するようお願いいたします。

※都道府県におかれましては、都道府県と域内市区町村（政令指定都市は除く）の状況を取りまとめ願います。

※数値セルについては、セル結合や取消線などを使用しないでください。

(参考2) 提出前の確認チェック表

各様式に関して、下記の確認事項について正しく記入されているかを、提出前に御確認ください。

記

【別紙様式1-1】条例に基づく食育推進会議の設置状況

	記載内容は、 <u>令和5年3月末日時点</u> に更新していますか。
	修正・追加箇所は、セルを黄色に着色し、赤文字で記入していますか。
	条例に基づく会議のみ記入していますか。 (要綱もしくは規則等に基づく会議については【別紙様式1-2】に記入してください。)
	修正・追加がない都道府県・政令指定都市については、エクセルのシート名が「【別紙様式1-1】(変更なし)」となっていますか。

【別紙様式1-2】要綱もしくは規則等による会議の設置状況

	記載内容は、 <u>令和5年3月末日時点</u> に更新していますか。
	修正・追加箇所はセルを黄色に着色し、赤文字で記入していますか。
	要綱もしくは規則等による会議のみ記入していますか。条例と重複記載がないようにしていますか。(条例に基づく会議については【別紙様式1-1】に記入してください。)
	修正・追加がない都道府県・政令指定都市については、エクセルのシート名が「【別紙様式1-2】(変更なし)」となっていますか。

【別紙様式2】都道府県の食育推進計画の作成状況

	記載内容は、 <u>令和5年3月末日時点</u> に更新していますか。
	修正・追加箇所はセルを黄色に着色し、赤文字で記入していますか。
	修正・追加がない都道府県については、エクセルのシート名が「【別紙様式2】(変更なし)」となっていますか。

【別紙様式3-1】政令指定都市の食育推進計画の内容等について

確認事項は、下記【別紙様式3-2】市町村(政令指定都市を除く)の食育推進計画の作成状況「(2)市町村(政令指定都市を除く)の食育推進計画の内容等について」を御参照ください。

【別紙様式 3-2】市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の作成状況

(1) 市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画作成状況について

	政令指定都市を除く「全市町村数」の数値に変更がある場合、修正していますか。
	「計画作成市町村数」と「計画未作成市町村数」の合計が「全市町村数」になっていますか。数値が合わない場合は、④作成済み/ <u>来年度作成予定</u> /未作成/期間切れにおいて、いずれか1つに○が選択されていない可能性があります。

(2) 市町村（政令指定都市を除く）の食育推進計画の内容等について

	記載内容は、 <u>令和5年3月末日時点</u> に更新していますか。
	修正・追加箇所はセルを黄色に着色し、赤文字で記入していますか。
① 市町村名	未作成市町村も含めて、一覧にしていますか。
② 計画の名称	<u>令和4年度</u> の市町村食育推進計画の名称を記入していますか。 計画期間切れの市町村は、直近の食育推進計画について記入していますか。 これまで一度も計画を作成していない市町村で、 <u>令和5年度</u> から開始する計画を作成している場合は、当該計画の名称を記入していますか。
③ 計画の対象期間	計画期間は <u>令和4年度</u> が含まれていますか。 これまで一度も計画を作成していない市町村で、 <u>令和5年度</u> から開始する計画を作成している場合のみ、対象期間が「 <u>令和5年度</u> ～」となっていますか。
④ 作成済み/ <u>来年度作成予定</u> /未作成/期間切れ	本調査の提出時点の状況について、いずれか1つにプルダウンで○を選択していますか。 ③で計画の対象期間が <u>令和3年以前</u> （赤字）の場合、「期間切れ」欄の○を選択していますか。
⑤ 計画の位置付け	プルダウンリストから当てはまるもの1つ選択していますか。
⑥ 市町村の人口規模	プルダウンリストから当てはまるもの1つ選択していますか。
⑦ 計画が掲載された HP の URL	当該計画が掲載されている HP の URL を記載していますか。
⑧ HP 掲載がない場合の提供方法	HP での掲載をしていない場合は、「電子ファイル」もしくは、「紙媒体」どちらかがプルダウンリストから選択していますか。

【別紙様式4】食育の推進に関わるボランティア数

	記載内容は、 <u>令和4年3月末日時点</u> に更新していますか。 ※別紙様式1～3は <u>令和5年3月末日時点</u> に対して、別紙様式4は <u>令和4年3月末日</u> 時点での状況についてお伺いしています。
	修正・追加箇所はセルを黄色に着色し、赤文字で記入していますか。